

内閣府令第三十三号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十四号）の施行に伴い、並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第一項、第六条第一項及び第四十九条の規定に基づき、構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

構造改革特別区域法施行規則（平成十五年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（訓令又は通達に関する措置）

第四条 法附則第五条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域基本方針（法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針をいう。）に定める訓令又は通達の特例に関する措置の適用を受けようとする場合に法第四条第一項及び法第六条第一項の規定に準じて行う手続は、前三条の規定に準ずるものとする。

別記様式第一中「様式第一（第一条関係）」を「様式第1（第1条関係）」に、「附則第3条」を「附則第5条」に改める。

別記様式第二中「様式第二（第二条関係）」を「様式第2（第2条関係）」に、「附則第3条」を「附則第5条」に改める。

#### 附 則

この府令は、公布の日から施行する。